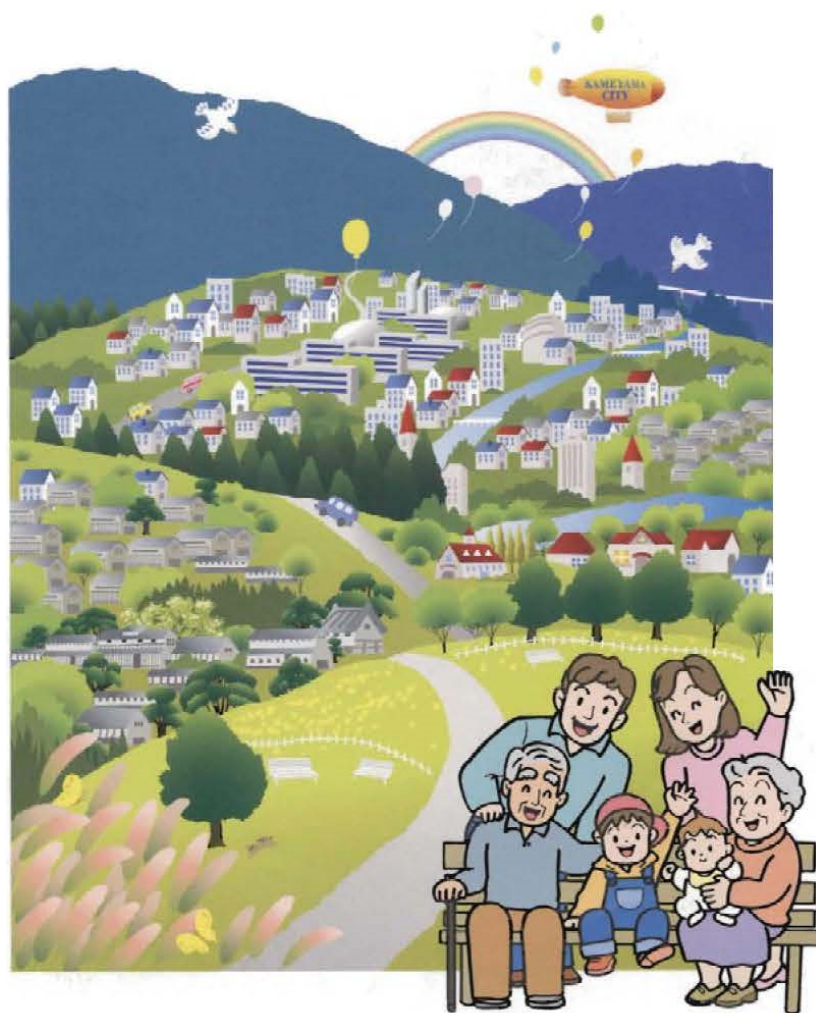


豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく都市^{まち}

新市まちづくり計画

新市建設計画



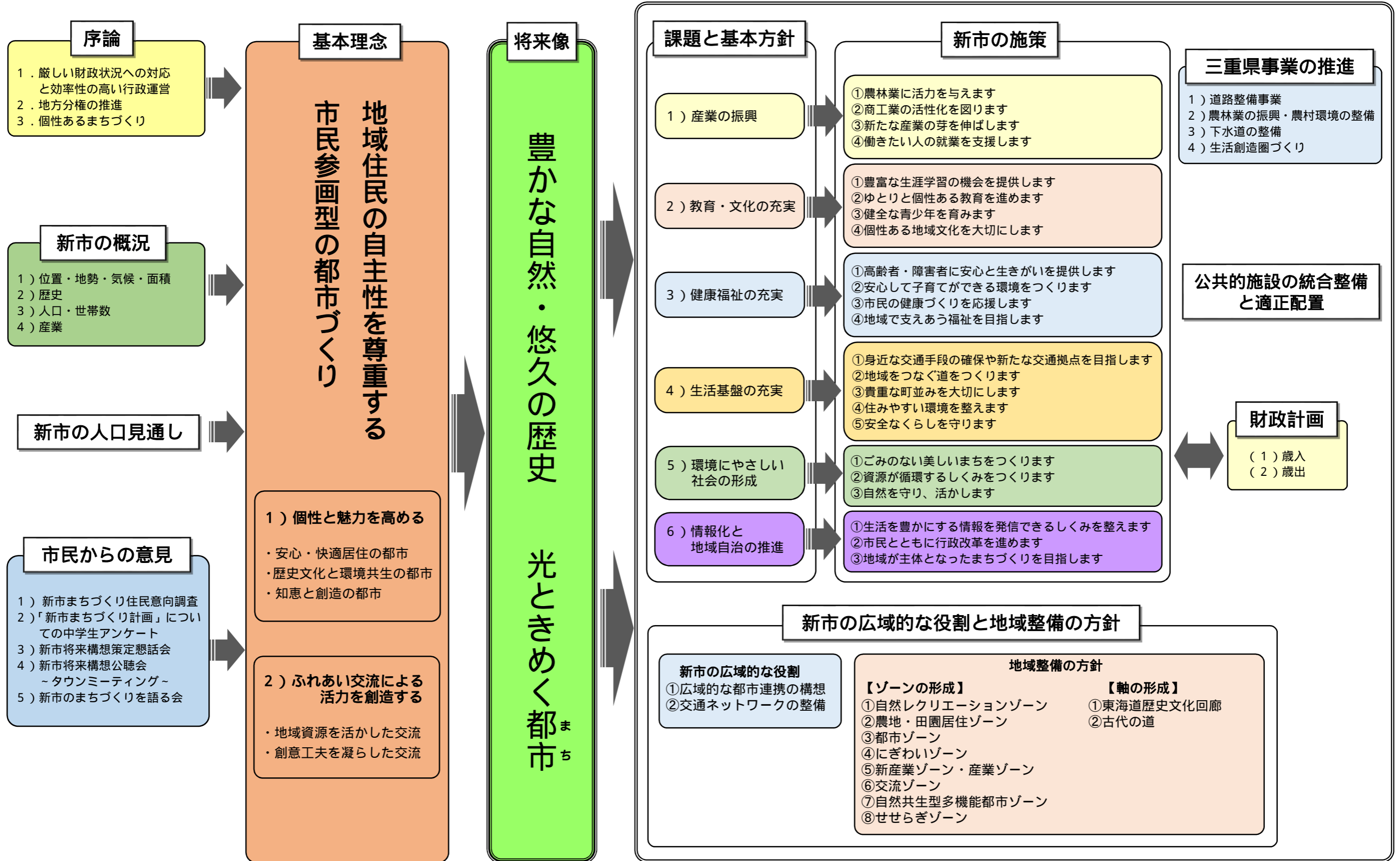
亀山市・関町合併協議会

亀山市（R1.6変更）

目 次

■序論	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 計画策定の方針	2
1 . 新市の将来像	3
(1) 新市の基本理念	3
(2) 新市の将来像	6
2 . 新市のまちづくりの方針	7
(1) 各分野の課題と基本方針	7
1) 産業の振興	
2) 教育・文化の充実	
3) 健康福祉の充実	
4) 生活基盤の充実	
5) 環境にやさしい社会の形成	
6) 情報化と地域自治の推進	
(2) 新市の広域的な役割と地域整備の方針	13
1) 新市の広域的な役割	
2) 地域整備の方針	
3 . 新市の施策	17
(1) 施策の構成	17
(2) 各方針の主要施策	18
1) 産業の振興	
2) 教育・文化の充実	
3) 健康福祉の充実	
4) 生活基盤の充実	
5) 環境にやさしい社会の形成	
6) 情報化と地域自治の推進	
4 . 三重県事業の推進	37
5 . 公共的施設の統合整備と適正配置	39
6 . 財政計画	41

新市まちづくり計画 体系図



序論

(1) 合併の必要性

亀山市・関町では、地方分権¹の進展により様々な行政需要に対応していけるよう、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりを展開することが必要であります。そのための最も有効な手段として合併があります。

厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営

我が国では、急速に進行している少子高齢化や高度情報社会の進展への対応など多様化・高度化する市民ニーズに対応した新しい行政サービスの推進、簡素で効率的な行政運営や市民と行政の協働関係の上に立った施策の推進が求められています。

このため、亀山市・関町においても、財政基盤の強化と効率的な行財政運営を行い、住民にとって暮らしやすい環境をつくり、親しみやすい開かれた行政を推進していく必要があります。

地方分権の推進

社会経済に関わる環境が変化する中、地域住民の福祉の向上や個性豊かな地域づくりを実現するため地方自治体が主体的に行う地方分権の更なる推進が必要とされています。

このため、様々な行政需要に対応できる政策立案能力や事業遂行能力等を有する職員の育成を行い、組織体制の充実など自治能力の高い自治体を築いていく必要があります。

個性あるまちづくり

亀山市・関町は、旧東海道の歴史・文化的なつながりや住民同士の結び付きが強く、また、鈴鹿山系や鈴鹿川水系などを共通の資源として共に育んできました。さらに、両市町では、これまでに行政区域を越えた工業団地の開発や一部事務組合²による老人福祉施設の運営を行ってきています。また、関町からの事務委託により消防救急業務やごみ処理など日常生活に密接に関する事務にも取り組んできました。

今後もこれまでの行政水準を維持しながら、より一層の住民福祉の増進を図り小規模な市であっても個性と存在感を持つとともに、住民にとって顔が見える行政や地域住民が主体となったまちづくりの推進を図る必要があります。

1 地方分権

県や市町村といった地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

2 一部事務組合

地方公共団体などが、団体の事務または機関委任事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。

(2) 計画策定の方針

1) 計画の趣旨

この計画は、亀山市と関町が合併後に新市を建設していくためのまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、住民参画を得てその実現を図ることにより、両市町住民の一体感の醸成や更なる住民福祉の向上を図って新しい時代に相応しい分権社会の形成を目指すものであります。

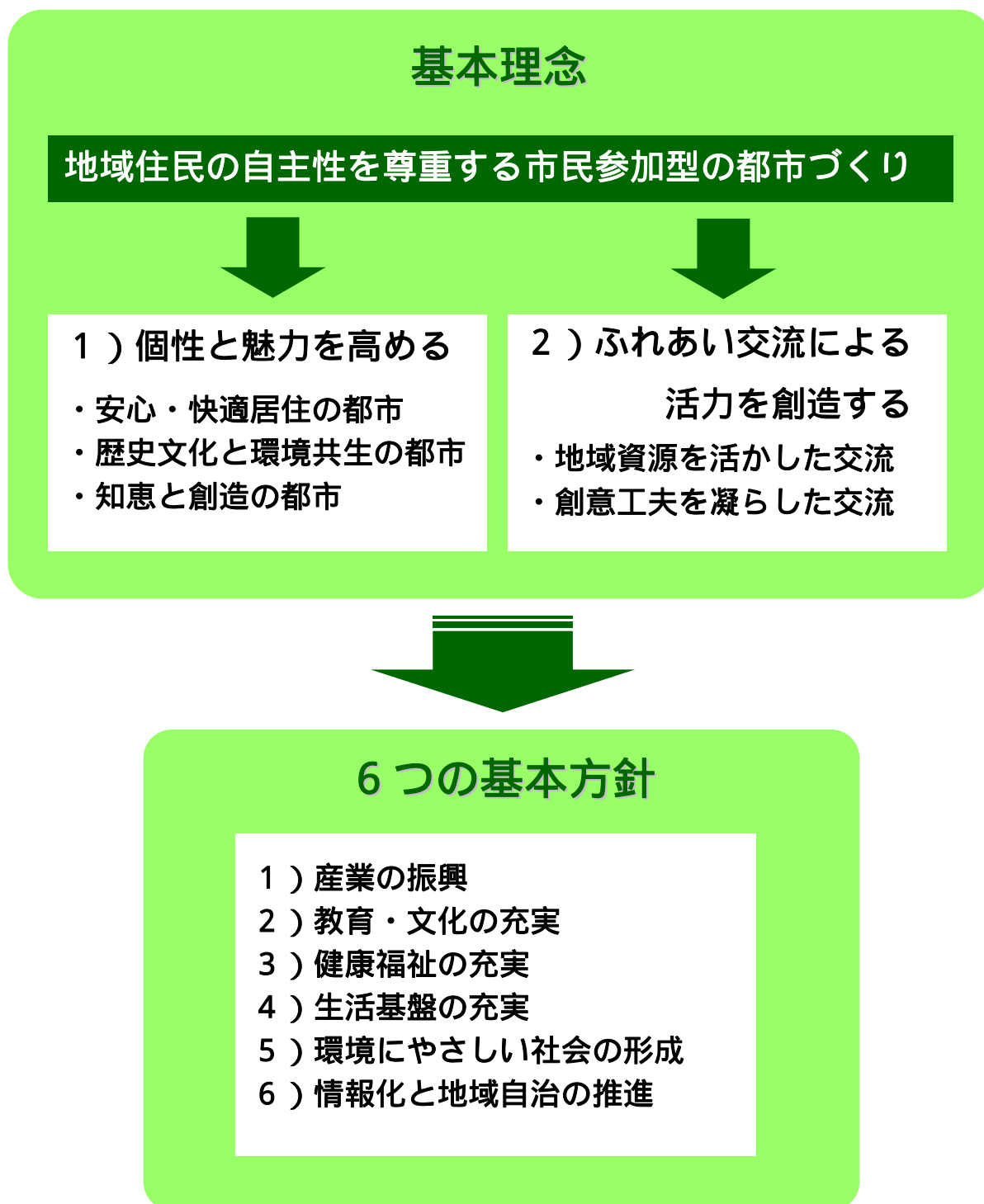
2) 計画の期間

この計画は、新市の将来方向を展望した長期的なまちづくり計画として、合併後20年間（平成17年度～令和6年度）を見通して、新市の方向性を示すものです。

1.新市の将来像

(1) 新市の基本理念

新市のまちづくりの基本理念の構成は以下のようになっており、基本方針へと続きます。



地域住民の自主性を尊重する 市民参画型の都市づくり

新市のまちづくりは市民一人ひとりが主役となり、市民と行政が互いに力を合わせて進めていきます。このため、だれもがまちづくりに積極的に参加できるしくみをつくり、それぞれの地域が自己責任に基づいたまちづくりを進め、個性と躍動感のある都市の形成を目指します。

1) 個性と魅力を高める

市民が安心して住み続けることができる都市づくりと、優れた自然や歴史文化の継承を基盤として、市民とともに新市の個性を育み、魅力ある都市づくりを目指します。

・安心・快適居住の都市

市民が便利で快適に日常生活を新市において営むことができるよう、都市基盤の充実をはじめ、子育て支援する環境づくり、支え合い社会の実現等により、安心・快適な都市づくりを進めます。

・歴史文化と環境共生の都市

坂下宿、関宿、亀山宿と城下町の歴史文化を保存・継承して、日常生活と観光が調和した町並みを形成する旧東海道の特色ある都市づくりを地域とともに進めます。また、水源の涵養や地球温暖化防止に役立つ山林を育て、守るとともに、自然との共生や市民・企業の参加を得て省エネ・省資源に配慮した地球環境にやさしい都市づくりを進めます。

・知恵と創造の都市

市民が愛着を持ち、ふるさと意識が醸成される居住環境や文化の創造を、市民が主体となった活動や、市民と行政の協働により、創意工夫を凝らして進めます。また、新たな産業集積を活用して、市民や既存産業にとって新たな活力が創造できる都市づくりを進めます。

2) ふれあい交流による活力を創造する

新市が個性と魅力を広く情報発信するとともに、出会いや心のふれあいの舞台となる歴史文化・自然を活かして、知恵と創意があふれる多様な交流を創出します。

・ 地域資源を活かした交流

坂下宿、関宿、亀山宿と城下町、鈴鹿山系や鈴鹿川水系などの自然、亀山サンシャインパーク、文化的資源等を結ぶ独自の観光形態を形成し、観光客の回遊を図ることで地域住民との交流による活力を創造します。また、市民の創意工夫の意欲を高めて、市民が主体となった出会いや心のふれあいを積み重ねます。

・ 創意工夫を凝らした交流

農林業や商工業が情報手段を活用することや観光・集客交流産業¹との連携などにより、創意工夫を凝らした新たな起業を促進します。そして、市民がコミュニティビジネス²やNPO³活動などに取り組むための基盤を充実することで、市民同士や観光客との交流による活力を創造します。

1 集客交流産業

まちへの訪問者に対して様々な情報やサービスを提供する産業。一般的には観光関連産業をはじめ、生活文化・教育産業や情報サービス支援産業などが含まれる。

2 コミュニティビジネス

地域住民が地域内の問題解決と生活の質の向上を目指す地域の元気づくりのための事業。

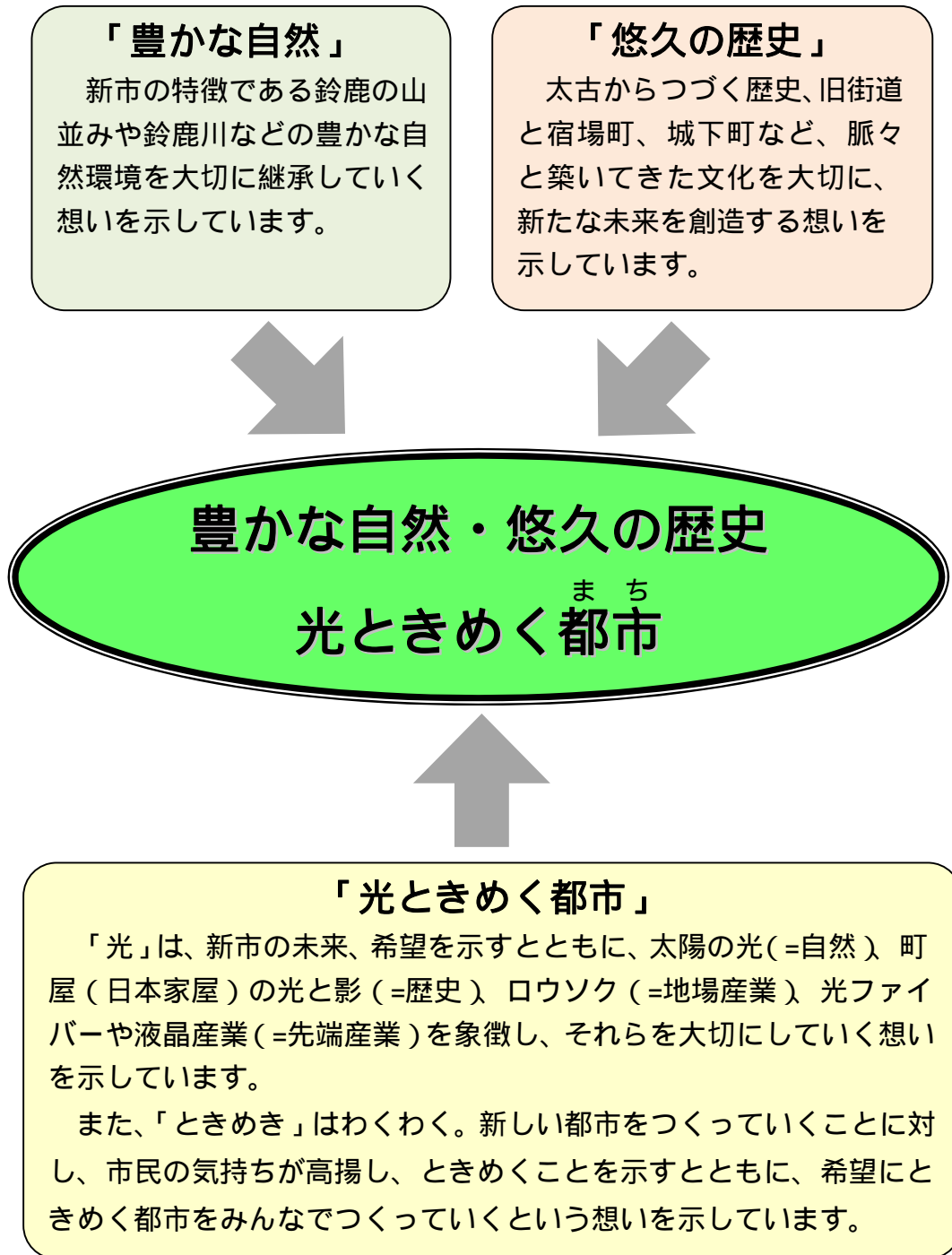
3 NPO

民間非営利団体(Non-Profit organization)のことで、営利を目的とせず、自主的・自発的に社会的な活動を行う民間の組織・団体。



(2) 新市の将来像

新市のまちづくりの方向性を示す新市の将来像は、新市の財産である、「豊かな自然」と「悠久の歴史」を大切にした上で、将来に向けて「光ときめく都市(まち)」づくりを進めていきます。



2.新市のまちづくり方針

(1) 各分野の課題と基本方針

1) 産業の振興

【課題】

農林業においては、兼業化や高齢化による担い手不足が深刻化する中、農地や森林の保全や適正な管理が求められています。商工業においては、消費者ニーズが多様化する中、地域に根付いた経営や人材の育成などが求められています。

また、既存産業の集積を活かし、新たに立地した液晶産業との連携による地域経済の活性化や、それらの立地を契機として多様な産業の進出を促進し、雇用の場を確保することが必要です。



【基本方針】

豊かで活力ある地域を目指し、既存産業の活性化支援をはじめ、新たに立地した液晶産業を活かした関連産業の集積や既存産業との連携による産業振興を県とともに推進するなど、若者をはじめ幅広い世代に対応できる雇用の場の拡大を図ります。

農林業では、農地や森林の保全や適正な管理を図るため、経営能力の拡大や担い手を育成するとともに、生産者と消費者の交流による地産地消¹の拡大を図ります。

商工業では、歴史的な町並みと融合した商店や地域の身近なコミュニティビジネスの展開、地域資源を活かした集客交流産業や健康産業²の展開、若者や企業からの独立者などの起業支援などを図ります。

1 地産地消

「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解や信頼を深める取組みとして期待されている。

2 健康産業

健康食品、健康機器、オーガニック(有機・無農薬) スポーツ・フィットネス機器、未病・予防医学などの分野に関する産業。高齢社会の到来で飛躍的な成長が期待できる産業といわれている。



2) 教育・文化の充実

【課題】

魅力的で活力あふれる地域となるために、創造性に富んだ心豊かな人材を育んでいく必要があります。また、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求める人々が増えています。

そのため、個性を尊重し、創造力を伸ばす教育を進めるとともに、新市の将来を支える人づくりを学校・家庭・地域が一体となって進めていくことが課題です。また、市民が意欲的に学習やボランティア活動などに取り組むことができる環境づくりが必要です。

一方、地域にある貴重な歴史・文化的資源の継承を図り、市民が地域に誇りを感じることができるようにすることも重要です。



【基本方針】

社会構造が変化する中で、人と人々が文化や自然にいそしみ生きがいと夢のある地域社会づくりが求められています。このため、思いやりと人間としての尊厳を基盤とした人権教育の推進と生活文化の向上を図るために、各年齢層に応じた多様で生涯にわたる教育、学習機会の充実などが必要です。

学校教育については、「ゆとり」と「思いやり」のある教育や、地域の自然や歴史文化をテーマにした教育、子どもの個性を生かした教育を進めます。このため、学校・家庭・地域が有機的な連携を形成し、教育機能をより一層充実していきます。

また、地域の枠を越えて市民が連携して、次代を担う青少年の健全な育成や、地域の文化や伝統芸能などの継承、さらに新たな活動による芸術、文化の創造に努めます。



3) 健康福祉の充実

【課題】

進行する少子高齢化に対応して、高齢者が元気に暮らすことができるよう生涯にわたる生きがいや健康づくりを支援することや、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが課題です。

また、地域住民の相互扶助により形成される地域づくりが重要です。そして、このような地域福祉を市民や行政などが一体となって、地域で支えていくことが求められています。



【基本方針】

新市の人口構成をみると、出生率の低下による年少人口の減少と平均寿命の伸長に伴う高齢化及び核家族化など、社会構造の変化が見られます。これらに対応して、支え合い社会の実現など市民と協働した新たな社会システムの整備が求められます。このため、少子高齢化を地域の問題として捉え、高齢者、障害者対策及び子育てのための環境向上とともに、住宅対策、雇用の創出、移動手段の確保、生涯学習の推進と一体となった施策を進めます。

また、保健・福祉・医療が一体となり、情報の一元化を図り、きめ細かな思いやりのあるサービスを目指すとともに、絶えず利用者のニーズを反映してサービス内容の改善を図ります。一方、健康づくりと生涯学習・生涯スポーツを一体として推進し、元気な高齢者に生きがいづくりの多様な機会を提供します。



4) 生活基盤の充実

【課題】

市民にとって利便性が高い交通ネットワークを確立することや、下水道などの生活基盤を整備することが課題です。

また、若者や他地域から就業する人が住み続けたいくなるような、魅力的で快適な生活空間を創造するため、豊かな自然や歴史的町並みなど、各地区の特色や魅力を活かした多様な居住環境を保全・形成していく必要があります。

さらに、交通弱者の社会参加を支援する移動手段の確保や施設の整備、防災対策や防犯対策を十分に施した安全で安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。



【基本方針】

新市は、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を共有しています。これらを活かし、「うるおい」や「ゆとり」が感じられる住環境を形成するとともに、都市基盤の整備が重要となってきます。そのため、新市においては、特性を活かした町並み保存や秩序ある土地利用の推進、市民参画の拡大や活動の推進を図ります。また、高齢者をはじめとする全ての人にやさしいまちづくりのあり方を取り入れながら、身近な交通手段の確保や生活道路等の整備、公園の整備、公共施設の整備・改善を図ります。さらに、下水道などの環境整備を進め、若者の定住対策と併せて民間による質の高い住宅・宅地の供給を促進し、JR各駅周辺についても地域住民とともに交通結節などをはじめとする都市機能の充実を目指します。

一方、広範囲な災害に対応するため、広域的な連携体制や都市間の協力体制をつくると同時に地域の安全性を高めるため消防機能の強化や救急業務体制の強化を図るとともに市民参画による防災・防犯体制を進めます。



5) 環境にやさしい社会の形成

【課題】

鈴鹿山系や鈴鹿川水系などの豊かな自然を守るため市民意識の高揚を図ることにより、森林や河川などの豊かな環境を維持して、飲料水となる地下水の水質を保全するとともにこれらの資源を市民のいやしと交流の場として活用していくことが求められています。

また、ごみの減量・再資源化、自然エネルギーの活用を図るため、企業間の連携や市民自らが省エネ・省資源に取り組むことができるよう啓発を行う必要があります。

さらに、新たな開発にあたっては、環境に十分配慮しながら地域が持つ自然や特性を保全する必要があります。



【基本方針】

また新市が有する鈴鹿山系や鈴鹿川水系などの貴重な自然資源を維持するとともに、自然にふれあい、親しむことができる環境づくりや環境美化に、市民や企業と協働して取り組む体制を進めます。

また、家庭や企業それぞれの理解と努力により、一体化した省エネ・省資源に取り組む循環型社会を形成します。このため、家庭へは排出するごみの減量化、分別、リサイクル等をより一層進めることや、企業へISO14001の認証取得や廃棄物の再資源化の取り組み等を促進していきます。



6) 情報化と地域自治の推進

【課題】

社会経済の変化や市民ニーズの多様化・高度化や、分権型社会³の進展、厳しい財政状況などに対応するために、行政の効率的な運営による財政力の強化や、政策立案能力の向上を図ることが課題です。

また、市民の自治意識を高めるとともに、それぞれの地域が自主的にまちづくりを進めるため、行政と市民が役割をお互いに認識しながら地域づくりができるシステムを確立することが課題です。



【基本方針】

亀山市・関町では共同してテレトピア基本計画⁴を策定し、亀山市では、ケーブルテレビ網を活用した行政情報番組（コミュニティ情報システム）など情報化社会への対応を進めています。今後も市民生活の利便性を高めるために、市民生活を支援する地域情報化を進めます。

一方、成熟社会においては、市民自らが自治意識を高め、積極的に自治活動に参画することが重要です。このため行政も市民参画を基本とした行政運営を推進するとともに、情報化への対応を深め、市民との情報の共有化に努めます。

さらに、コミュニティにおける心のふれあいや活力づくりを大切にするとともに、地域が自己責任に基づいて主体的に地域づくりを行う地域内分権⁵のしくみづくりを進めます。

3 分権型社会

国の許認可などの関与や規制が少なくなり、個々の地方自治体が、それぞれの地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで多様な行政を推進することができる社会。

4 テレトピア基本計画

ケーブルテレビ等の高度情報通信メディアを活用した、地域の情報化のための基本指針や実行プログラムをまとめた計画。

5 地域内分権

市町村などにおける住民自治の充実や行政と住民との協働を推進するため、一定区域を単位とした組織が地域自治を実施すること。



(2) 新市の広域的な役割と地域整備の方針

1) 新市の広域的な役割

広域的な都市連携の構想

新市は、周辺都市と連携して市民生活の向上を図るとともに、文化・生活・産業の交流の場としての役割を果たしていきます。

[伊勢湾岸の近接都市（鈴鹿市、津市など）]

新市は、鈴鹿市、津市などと市民の通勤・通学、通院、買い物などの生活圏として連携した都市づくりを進めます。また、豊かな自然環境の保全や防災対策を進めて、安心して生活することができる地域づくりを目指すとともに、新市は、旧東海道などの宿場町の再生と活用をリードし、これを活かした交流を進めます。

一方、産業面では、新市の液晶産業など産業集積を活用して、周辺の既存産業と新規産業の連携から高度な研究開発までの交流を促し、クリスタルバレー構想⁶の役割を担います。

[名古屋圏]

新市は、名古屋圏と一つの経済圏として交流があり、今後さらに高速道路にアクセスする広域幹線道路を強化し、通勤の利便性や多様な都市機能を活用していきます。

また、都市圏の住民に、新市の優れた歴史文化や豊かな自然をレクリエーションの場として提供します。

さらに、産業面では名古屋圏の高い技術力を新市の産業にも活かすとともに、他の経済圏や世界との結節点である四日市港、名古屋港、中部国際空港との連携軸の強化を図ります。

[伊賀地域・関西圏]

伊賀地域と関西圏とは、名阪国道や西名阪自動車道、国道1号を通じて、更なる人、ものの交流を活発に行い、また、名古屋圏との連結役を担います。

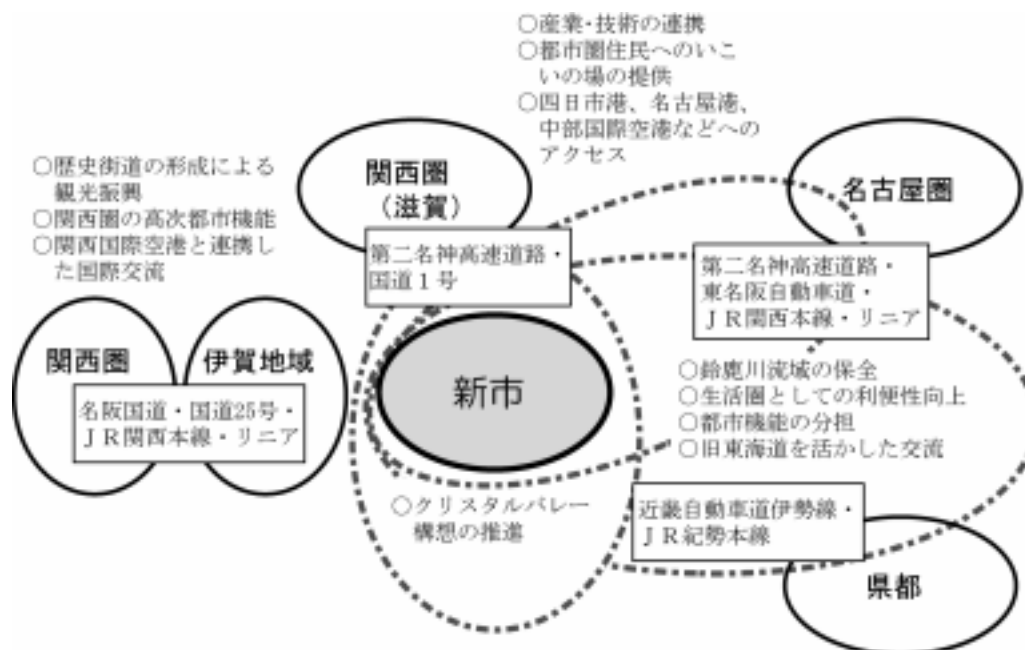
また、旧東海道、大和街道により育まれた歴史文化、再生・活用する歴史街道を形成し、新市の観光振興を図ります。

さらに、関西文化・学術研究都市などとの交流により、産業技術の向上を図ります。

⁶ クリスタルバレー構想

県の産業を国際競争に打ち勝てる多様で強靱な構造に創りあげることが目的とし、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ産業の世界的集積地の構築を目指す、産学官の協働による県の取り組み。

図 広域的な都市連携の方向



交通ネットワークの整備

新市の骨格となる交通ネットワークは、市内の各地域を結ぶとともに快適な移動を確保することを目指すとともに、新市が活用しやすい高速交通ネットワークの形成を展望します。

[市内を結ぶ生活幹線道路の整備]

市内の各地域間を結ぶ生活関連道路の整備とともに、市内及び都市間の軸となる幹線道路として、国道1号、国道25号、国道306号や県道、フラワーロードの整備を促進します。これらを活用して、市内の各地域間を結ぶ亀山中心市街地を取り巻く二本の環状道路、関中心市街地を取り巻く環状道路ネットワークを形成します。

[鉄道・バス等ネットワークの充実]

JR関西本線と紀勢本線の整備と利便性の向上を働きかけるとともに、JR亀山駅と関駅との連絡強化を促進します。また、新市の玄関口となるJR亀山駅やその他の各駅を拠点として、住民生活の利便性向上のため、新市の実情に即した交通システムを構築します。

[高速交通体系の整備]

東名阪自動車道と近畿自動車道伊勢線の直結線の供用並びに、第二名神高速道路と東名阪自動車道の渡り線及び国道1号関バイパス、鈴鹿亀山道路の整備を働きかけます。また、高速バス路線の充実とJR亀山駅への乗り入れを事業者へ要望するとともに、中部国際空港へ直結するルートの開設も働きかけます。

2) 地域整備の方針

新市の土地利用は、優れた自然環境や優良な農地の保全・活用を行い環境共生型の都市形成を進めるものとします。これを基盤として、快適に居住することができ、様々な都市活動や交流を行いやすい土地利用を目指します。

その骨格として、ゾーンの整備と、それを活用する軸づくりについて示します。

①自然レクリエーションゾーン

新市の西部は、優れた自然環境を保全しながら、自然と共生する活用を進めます。鈴鹿山系とその周辺においては、自然レクリエーションゾーンとして、いやし、自然体験や交流の場としての活用を図ります。

新市の南西部に位置する錫丈ヶ岳を中心とした地域は、緑保全エリアとして、ふれあいの場や環境保全を進めます。

②農地・田園居住ゾーン

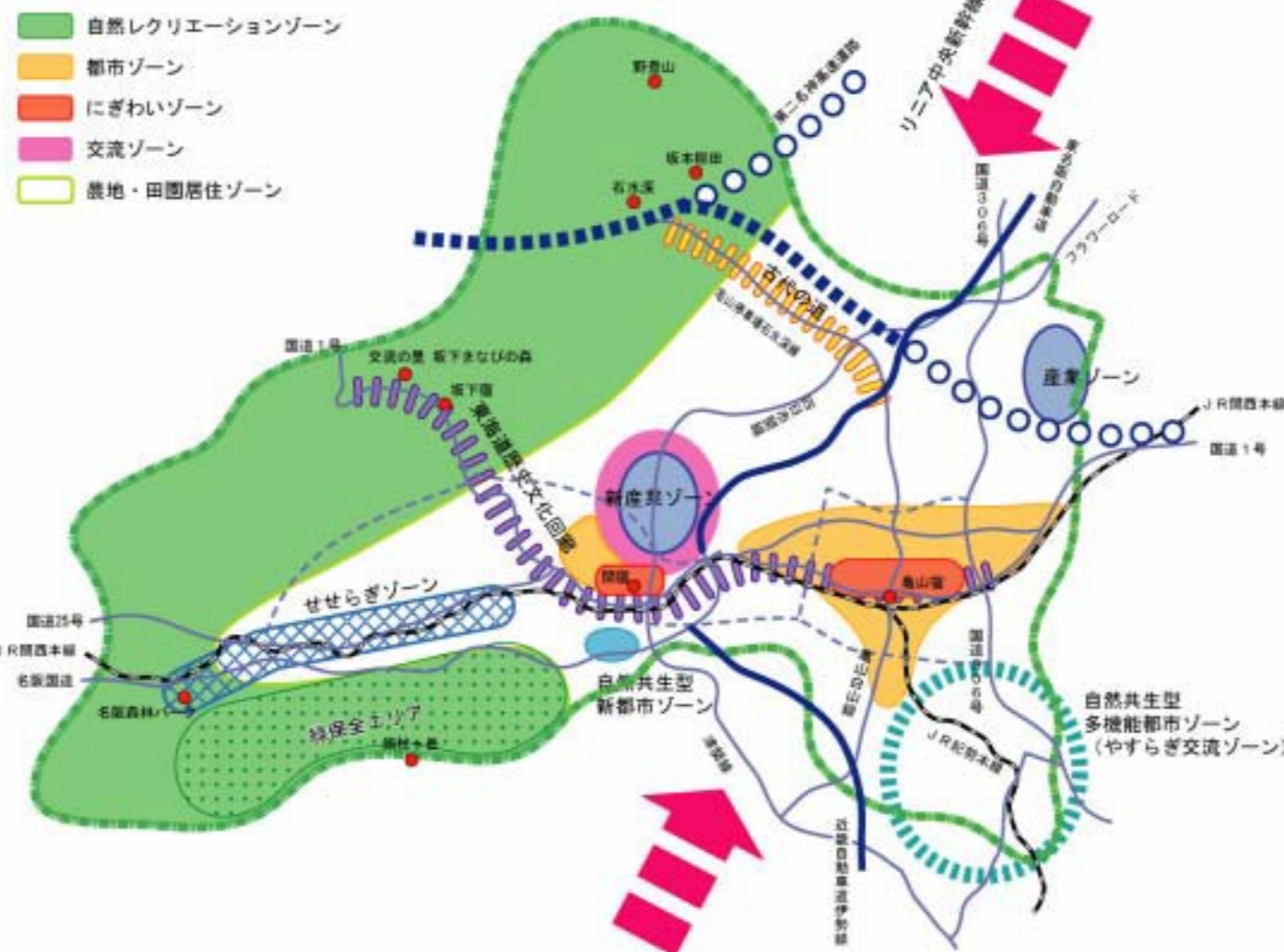
優良農地を中心として、亀山茶や亀山和牛などの高付加価値農業⁷を展開するとともに、消費者と生産者の交流の場としての活用を図ります。また、集落においては、暮らしやすいように生活基盤の整備を図るとともに、良好な生活環境の向上を図ります。

③都市ゾーン

にぎわいゾーンの周辺では、行政、教育、医療・福祉などの多機能が集積する活力ある市街地を形成し、良好な住環境を保つ住宅地域を形成します。

④せせらぎゾーン

鈴鹿山系を源流にもつ鈴鹿川支川の加太川沿いに、川に親しむことができる交流といやしの場を形成して、自然とのつながりを大切にします。



軸の形成

①東海道歴史文化回廊

亀山宿、関宿で形成するにぎわいゾーンを核として、坂下から井田川に至る旧東海道において、歴史資源を活かして一体性を創出します。

②古代の道

古代のロマンを彷彿させる日本武尊白鳥伝説の地として安楽川沿いを整備して、新市のイメージアップや交流の場として活用します。

⑤新産業ゾーン・産業ゾーン

名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズへの産業集積により、三重県クリスタルバレー構想の中心的な役割を担う新産業ゾーンを形成して、県土の振興に結びつく拠点づくりを進めます。

新市東部の既存の工業地域は、産業ゾーンとして、新産業ゾーンと連携した産基盤の充実を図ります。

⑥交流ゾーン

新産業ゾーンの周辺においては、亀山サンシャインパークや里山、文化財などを活かした環境教育の場や、訪れる人々に新市の情報を提供する交流の場を形成します

⑦にぎわいゾーン

旧東海道の関宿、亀山宿においては、宿場町、城下町を中心とした歴史文化を活かした観光・交流の場として活性化を図ります。また、亀山宿においては、コミュニティ性豊かな商業機能の整備、関宿においては地域の日常生活と調和した観光の振興を図ります。

⑧自然共生型多機能都市ゾーン

新市の南部地域を自然共生型の新都市ゾーンとして、里山などの自然や文化を共生する都市の形成を図ります。

新市南東部地域を自然共生型の多機能都市ゾーンとして、周辺環境の整備ならびに、新市における新都市開発整備の需要に対応した、自然の中でやすらぐことができる自然共生型の都市づくりを構想します。

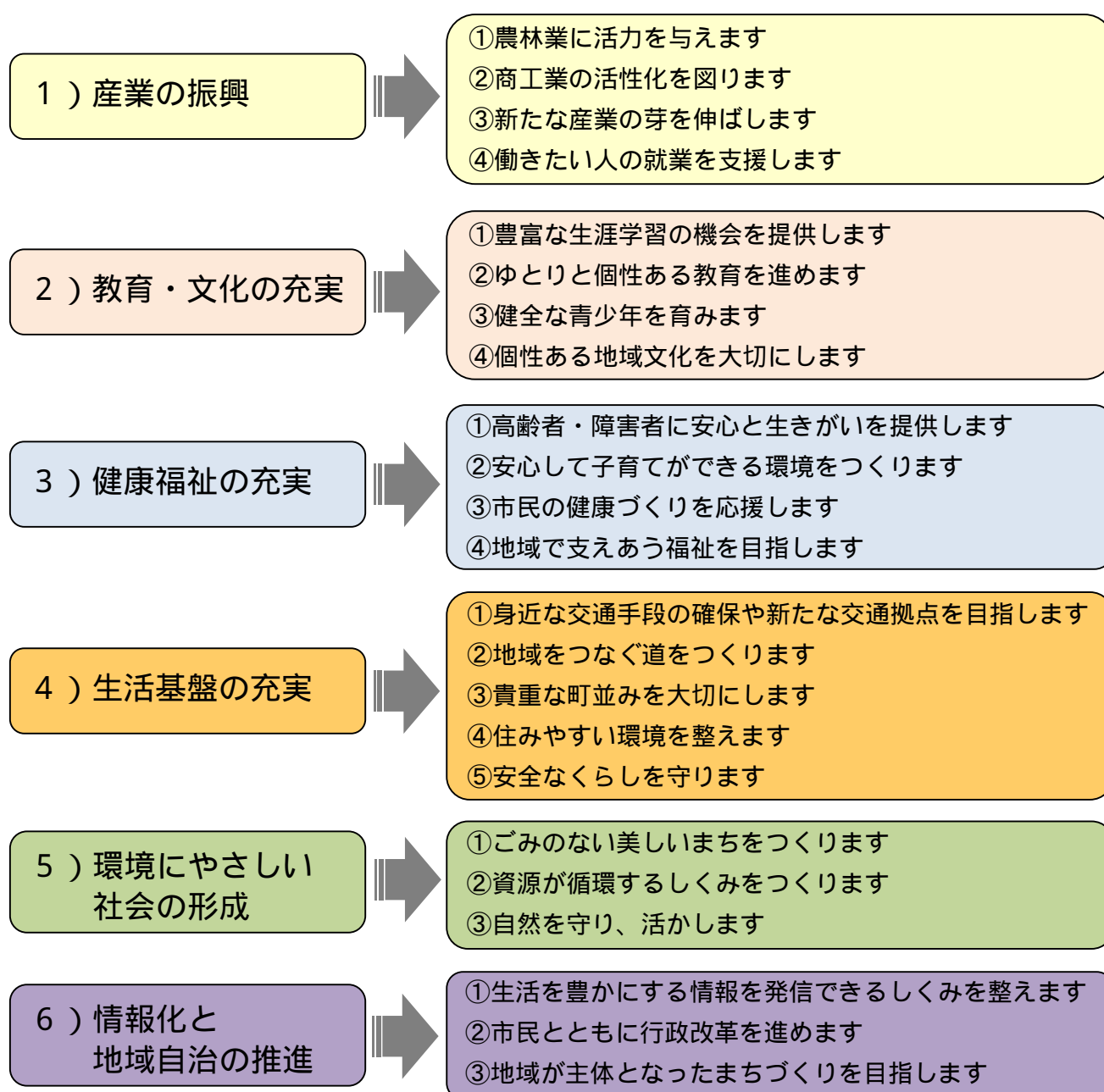
⁷ 高付加価値農業

施設栽培などの生産技術や加工流通など様々な過程で価値を付加することで、利益性を高める農業。

3.新市の施策

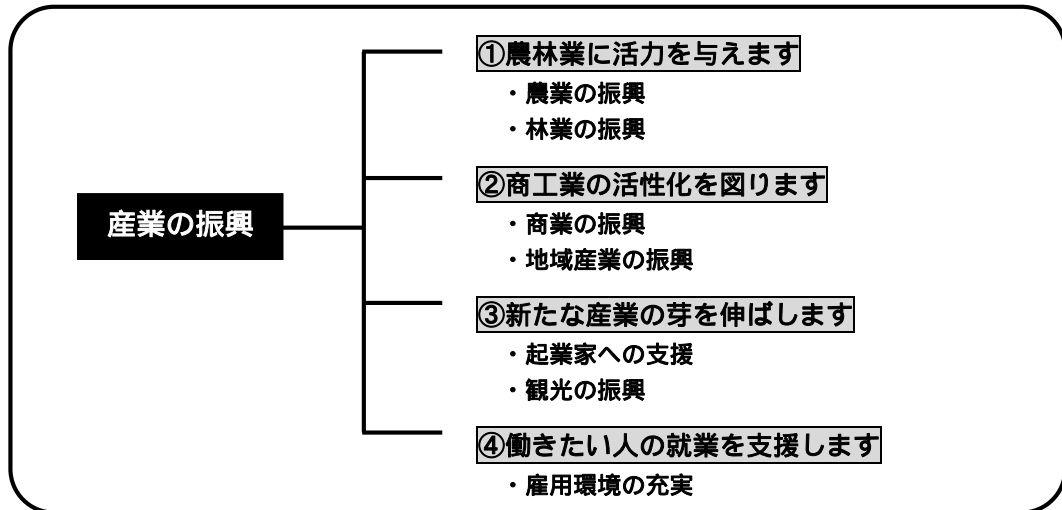
(1) 施策の構成

新市のまちづくりの基本理念を踏まえた新市の将来像「豊かな自然・悠久の歴史光ときめく都市(まち)」を実現するため、6つの基本方針に基づき、新市としての一体性を速やかに確立するとともに、新たなまちづくりの視点に立って、以下に掲げる基本施策により、計画的に施策の展開を図ります。



(2) 各方針の主要施策

1) 産業の振興



農林業に活力を与えます

【農業の振興】

活力ある地域農業を目指すため、農業生産の中心的役割を担う農業経営者を支援するとともに、意欲ある新規就農者の育成を関係機関とともに進めます。

農地の荒廃化と後継者不足問題の解決に向け、兼業農家や担い手で作る共同組織の設立を促すとともに、共同で利用する農業用機械の導入を支援します。

食の安全志向を背景として、地元で作った農産物を地元で消費する地産地消の取り組みを様々な生産者団体や企業と連携しながら拡大するとともに、観光と連携した取り組みを積極的に展開します。

遊休農地を活用した市民農園など市民が農業体験を通し、生産者と交流できる場づくりに努めます。

亀山茶をはじめ地域産品のブランド化を図るため、様々なイベントでの機会を通じて内外にPRするなど販売促進と地域イメージの向上を図ります。

【林業の振興】

水源涵養や生態系の保全、治山治水など森林がもつ公益的機能を保つため、計画的な間伐、保育等の森林の適正な管理に対する支援、ボランティアや地域住民との協働による森林保全活動を進めます。

林業経営の担い手となる人材の育成・確保に努めるとともに、林業生産活動のための支援を行います。

鈴鹿森林組合と連携しながら、間伐材を地域の特産物として活用します。

商工業の活性化を図ります

【商業の振興】

東町商店街をはじめ、旧国道1号沿いや和田太岡寺線沿いの商業機能が特徴あるショッピングロードとなるよう、まち通りに愛称をつけるなど新市の中心商業ゾーンの形成を図る取り組みを、商業者、消費者と連携し行います。

地域の日常的な生活を支える商店街の活性化を図るため、商業組織が開催するイベント等を支援し、商業者と地域の人々とのふれあい交流や賑わいを創出していきます。

商業組織やNPO、まちづくりグループと協調し、空き店舗を活用した「ふれあいショップ」等の形成を支援するほか、新たな商業機能の誘導を図ります。

商業、観光等の情報を発信するインフォメーション機能を新市の玄関口である亀山駅前に設けるとともに、関駅との連携を図ります。

新市の交通拠点を活かした亀山駅前商業機能の整備については、商業者組織や地域住民とコンセンサスを深めていきます。

【地域産業の振興】

既存産業の活性化を支援するため、産業振興奨励金制度の充実や県と連携した人材の育成等に努めます。

液晶産業の立地地域であることを活かし、県等と連携して環境保全に配慮した関連産業の集積に努め、クリスタルバレー構想の拠点地域を目指します。

液晶産業や関連産業と既存産業との交流の場を整備し、産・官・学が連携した新たなビジネスの開拓や地域産業の振興を支援します。

新たな産業の芽を伸ばします

【起業家への支援】

これまでの経験で培ってきた能力を活かし、自ら事業を起こそうとする起業家に対して支援を行います。

地域住民が自分たちのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業¹を育成します。

【観光の振興】

旧街道の町並みを残す関宿や自然豊かな石水溪、名阪森林パークなどの既存の観光資源に、亀山茶や和牛、豚などの地場産品、液晶産業や地元企業などの工場見学を新たな観光資源として捉え、これらのネットワーク化を図り、新市の一体的な集客交流産業を創造します。

1 地域密着型の事業

地域に役立つ事業に市民自ら取り組み、利益の追求よりも、その社会性などを重視した事業。例えば、農産物の直販、高齢者の介護や保育事業、授産施設の生産物の販売、地域における環境保全活動などの取り組みなど。

「関宿重要伝統的建造物群保存地区²」を、地域の日常生活と調和させながら、賑わいのある観光資源として振興を図ります。

関宿賑わいゾーンやその周辺で、この地域のポテンシャルを活かし、様々な手法による新たなふれあい・交流が生まれる事業を市民とともに検討し、進めます。

休養施設の国民宿舎「関口ロッジ」や道の駅「関宿」は、集客交流産業の拠点としてPRし、利用促進を図ります。

関町観光協会を核として、広く情報発信ができる新たな観光協会の設立を支援します。

働きたい人の就業を支援します

【雇用環境の充実】

地元企業の新たな分野への参入など高度化を図るための支援や新たな企業の誘致を積極的に行い、新しい雇用の場づくりに努めます。

ハローワークや県、地元企業と連携し、働きたい人に対する就職説明会を充実するなど就職情報の提供に努めます。

高齢者や障害者が就業できる機会を増やすため、地元企業に対して積極的にPR活動を行い、理解を求めていきます。

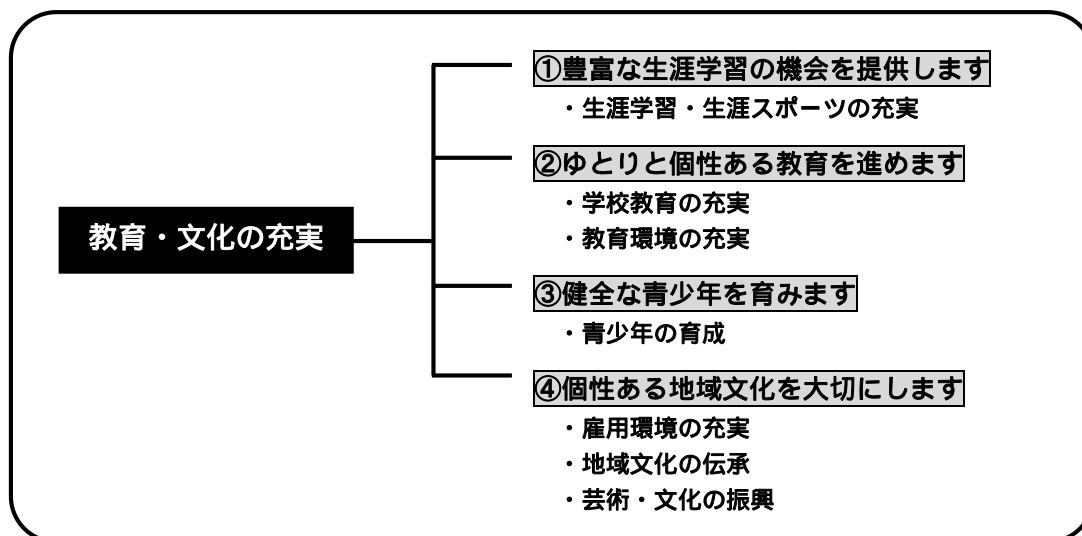
予定する主な事業

- ・地域用水環境整備事業（井尻地区）[県事業]
- ・北勢南部地区広域農道整備事業 [県事業]
- ・地域産品ブランド化の推進
- ・森林環境創造事業
- ・地産地消の推進
- ・商店街空き店舗の活用促進
- ・亀山駅前情報発信ステーション設置事業
- ・かめやま産業まつり
- ・産業交流サロンの開設（研究機能の誘致等）
- ・起業家に対する活動支援
- ・資源を活かした観光の振興、集客交流産業の創出
- ・関宿賑わいゾーン・周辺整備事業
- ・雇用創出のための支援

2 重要伝統的建造物群保存地区

文化庁が特に歴史的・文化的に価値の高いと認めた集落・町並みに対して選定を行い、保存事業への財政的援助などを行い、保存整備が進められている地区。

2) 教育・文化の充実

**豊富な生涯学習の機会を提供します****【生涯学習・生涯スポーツの充実】**

市民が気軽に集い、生涯学習に取り組むことができるよう、生涯学習推進基本計画に基づき、幅広い年齢層や学習意欲に応じた学習内容の充実に努めるとともに、市民が主体となった生涯学習の企画・運営を支援します。

○市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備を行います。

亀山図書館には新たな関分館を設けるなど、生涯学習の関連施設のネットワーク化を図り、身近に利用できる施設環境の充実に努めます。

運動公園や体育館などの施設を活用し、総合型地域スポーツクラブの育成を図り、生涯スポーツの拡大を通じて市民間の交流を促進します。

○市民の快適なスポーツ環境を整えるとともに、第76回国民体育大会三重大会を見据えた施設整備を行います。

全ての市民が人権に関する認識を深められるよう、積極的な啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。

ゆとりと個性ある教育を進めます**【学校教育の充実】**

学校・家庭・地域が連携した教育活動を進めるとともに、専門的知識を持つ地域住民や企業の参加を得て、地域の特色を活かした開かれた学校づくりを進めます。

時代の新しい変化に対応しながら「ゆとり」と「思いやり」を基本に一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな心と創造性を養い、生きる力を育む教育を進めます。

また、少人数教育等きめ細かな指導に努めるとともに、教職員の資質を高めるための研修機会の拡大や教育活動の充実など、様々な取り組みを進めます。

いじめや不登校など様々な教育問題を解決するため、家庭や地域、PTAなどの関係機関が一体となったケアやサポート体制を充実していきます。

外国人と地域住民とが一体性を持った国際化社会の実現に向けた環境づくりや異文化が理解し合える教育の推進に努めます。

亀山高等学校と連携し、中高を通したカリキュラム³の研究を進めます。

【教育環境の充実】

子どもが安心して教育が受けられるよう、学校教育環境の計画的な整備を進めます。

情報化社会に対応した教育を進めるため、機器の充実を図るとともに、学校間の情報交流が可能となる環境整備を図ります。

健全な青少年を育みます

【青少年の育成】

学校・家庭・地域が相互に連携しながら、青少年にスポーツ・レクリエーションやボランティア活動など幅広い分野への社会参加を促し、青少年の健全育成に努めるとともに、「子どもの居場所づくり」を推進します。

青少年健全育成団体の活性化や青少年の交流事業の推進により、青少年の自主性・社会性が育まれる環境づくりに努めます。

青少年の非行防止のための啓発や補導活動を強化するとともに、非行を早期に防止するため、青少年健全育成団体や地域との連携に努めます。

個性ある地域文化を大切にします

【歴史資源の活用】

東海道に形成された関宿は、地域の文化遺産であるとともに住民生活の場でもあることから、生活との調和を図りながら、その保存、活用を進めます。また、亀山城を中心とした城下町についても、まちづくりの重要な資源として活用していきます。

市民が個性ある地域文化に接し、認識を深めることにより、地域に誇りを持ったまちづくりを目指すことができるため、新市の豊かな歴史的資源をつなげる歴史文化回廊の拠点づくりに取り組みます。

【地域文化の伝承】

各地域に保存・伝承されている独自の文化や伝統芸能が今後も伝承され、さらに歴史を活かした新たな芸能などが創作されるよう支援します。

- 「関の山車」の保存・伝承活動や関宿への来訪者との交流を活性化させるため、拠点施設の整備を進めます。

3 カリキュラム

教育目標に即して選ばれた教育内容を体系立てたもの。

地域の歴史文化を学習することにより、地域文化の掘り起しや新たな文化創造につなげる市史の編さんに努めます。

市民が互いに地域文化を紹介する場や様々な祭り、イベントなどを通して、地域独自の文化を情報発信し、新たな交流拡大につなげます。

【芸術・文化の振興】

地域の芸術・文化向上と新たな振興につながる、人材バンクの活用や芸術・文化活動の育成支援に努めます。

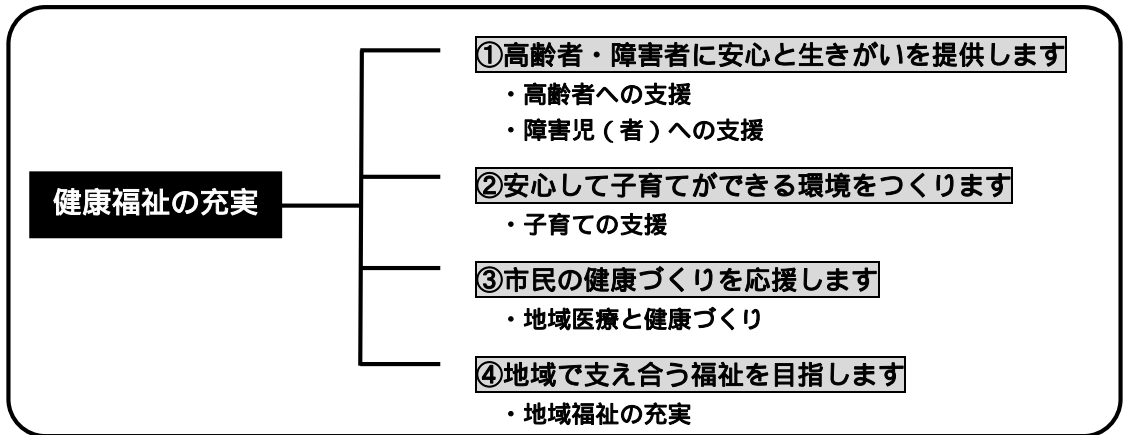
文化財の発掘などで判明した歴史資料を新しいまちづくりの資源として活用していきます。

予定する主な事業

- ・生涯学習環境の充実
- ・新図書館の整備
- ・図書館分館の整備
- ・小学校等改築・耐震化事業
- ・情報学校教育推進事業（小学校パソコン室充実等）
- ・地域資源・人材を活かした学校教育の推進
- ・青少年の地域活動への参加促進
- ・歴史文化回廊拠点整備基本計画策定及び拠点づくり
- ・伝統的建造物の保存修理・修景事業
- ・市史編さん事業
- ・祭り・伝統芸能等地域の文化継承・交流事業



3) 健康福祉の充実



高齢者・障害者に安心と生きがいを提供します

【高齢者への支援】

高齢者が家庭や住み慣れた地域で健康で安心して生きがいを持って暮らせる新市をつくるため、高齢者の活動を促進するとともに、生涯学習の場の確保、移動のための交通手段の充実など生活全般にわたる支援をします。

介護の必要な高齢者にとって、安心してサービスが受けられるよう、介護サービスや総合相談体制の充実を図り、個々の状況に応じた福祉サービスの提供に努めるとともに基盤整備の推進を図ります。

高齢者の閉じこもりをなくすため、介護予防支援センター⁴等の充実を図るとともに、老人クラブ活動や高齢者の培ってきた技能を活かすシルバー人材センターを支援します。また、高齢者を地域で支えあう組織づくりや高齢者を支えるボランティア活動が拡大されるよう支援します。

高齢者や障害児（者）が外出時に移動しやすいよう歩道や公共施設の段差をなくしたり、福祉移送サービスの充実を図るなど、人にやさしいまちづくりを進めます。

【障害児（者）への支援】

障害児（者）が安心して生活できるよう、乳幼児から高齢者にいたるライフステージやニーズに応じた在宅サービスの充実を図り、生活の自立と介護者の負担軽減に努めます。

市民一人ひとりが障害者に対して理解を深める福祉教育を推進するとともに地域で助け合うことができるよう啓発活動や、障害児（者）との交流を推進します。

4 介護予防支援センター

高齢者の健康増進とふれあい活動、世代間交流等を支援し、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、介護知識、介護方法等の普及を図る施設で、宅老所としての役割を果たす施設。

障害者自身の主体性、自立意識の向上の促進、相談体制の充実を図るとともに、自立支援を行うボランティア、民間団体と連携協力して障害者が地域の一員として活動できる社会を目指します。

障害者のための入所施設やグループホーム⁵などの基盤整備の充実に努めます。

安心して子育てができる環境をつくります

【子育ての支援】

安心して子どもを生き育てることができる環境づくりとして、乳幼児医療費の無料化の制度を就学前児童まで拡大します。

次代を担っていく子どもが地域で健全に成長するよう、地域社会全体で見守る体制づくりを進めます。

働く親にとって、子どもが放課後豊かに安全に過ごせるよう、学童保育所⁶の計画的な整備を進めます。

全ての保育園での0歳児保育の実施をはじめ、仕事や急用で子どもを預けたい時の一時保育や延長保育、障害児の自立を助ける保育など、子育て支援のサービス充実に努めます。

○国の子ども・子育て支援新制度の動向を見据えつつ、今後の教育・保育等の需要に柔軟な対応ができるよう就学前児童を支える施設整備を進めます。

子育ての不安や悩みを解消するための相談機能の拡大や親同士が交流できる子育て支援センター機能の充実強化を図ります。

働きながら子育てできる環境づくりに向け、様々な情報の提供や保護者のニーズに合った保育を推進するため、行政や市民、企業、ボランティア団体等と連携した取り組みを進めます。

市民の健康づくりを応援します

【地域医療と健康づくり】

各種検診事業、健康相談、生活習慣の改善指導など予防医療の充実を図るため医師会や関係団体と連携して市民一人ひとりの健康づくりを支援します。また、かかりつけ医による日常的な健康管理を促進します。

みんなで楽しみながら参加できるスポーツイベントや健康づくり教室を開催するなど、生涯学習・生涯スポーツと連携を図りながら全ての市民が自ら健やかに生き生きと健康づくりができるよう応援します。

保健・福祉・医療が一体となり、情報の一元化を図ったサービス提供に努めます。

⁵ グループホーム

高齢者や障害者が共同生活を営む施設において、入浴、排せつ、食事等の介護等、日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。

⁶ 学童保育所

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、育成・指導や遊びによる発達の助長等のサービスを行う施設。

亀山市立医療センターについては、地域の医療機関との連携や高度医療機関とのネットワークを充実させ、市民に信頼される地域医療の拠点を目指します。

地域で支えあう福祉を目指します

【地域福祉の支援】

地域のコミュニティ組織や、社会福祉関係者、NPO・ボランティア、企業などが協働して、地域福祉（高齢者対策、障害者対策、子育て支援策）に取り組むしくみづくりを進めます。また、地域福祉推進のため財政的な支援を行っていきます。

子どものころから地域福祉に対して関心を持てるよう小中学生を対象とした福祉体験研修の充実、拡大を図ります。また、福祉ボランティアやNPOの活動への支援を行います。

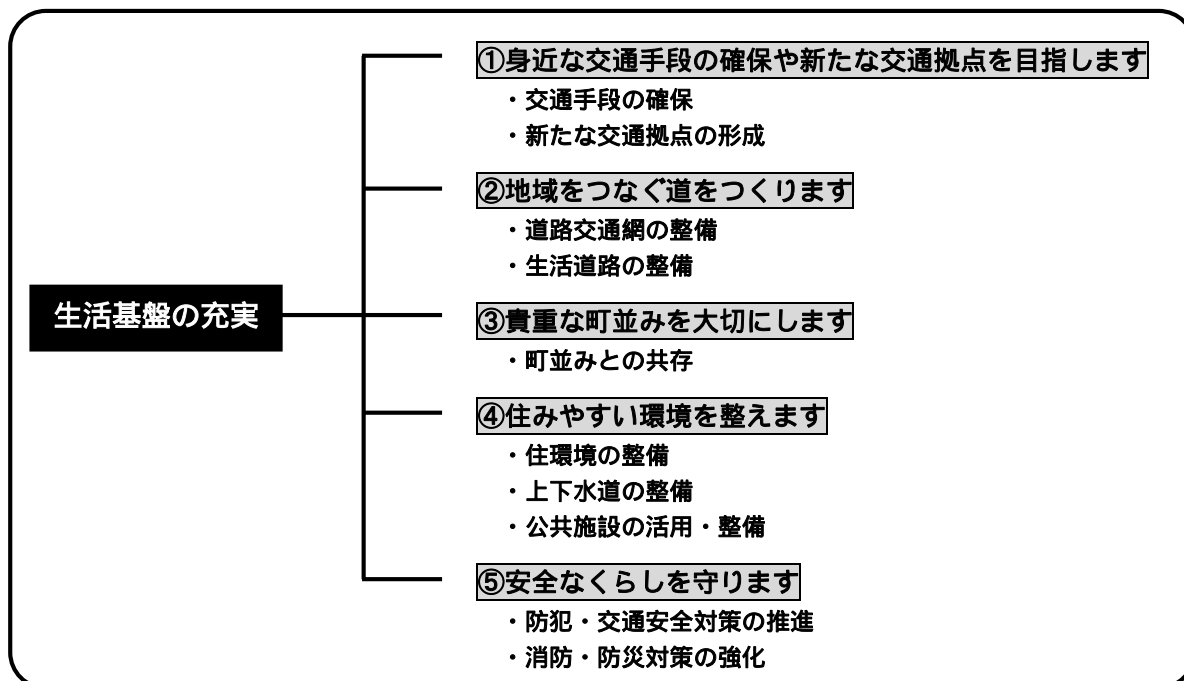
地域の身近な所で総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけることのできる体制を整備します。

高齢者や障害者にとって様々な交流が図られるようバスなどの交通サービスを充実します。

予定する主な事業

- ・ 高齢者生きがい対策事業
- ・ 在宅介護支援センター事業
- ・ 障害者生活・自立支援事業
- ・ 高齢・障害児（者）を地域で支えるしくみづくり
- ・ 高齢者・障害者基盤整備の支援
- ・ 福祉医療費助成事業（乳幼児医療費助成ほか）
- ・ 子育ての支援サービスの充実（一時保育、土曜保育等）
- ・ 子育て支援センター機能の充実
- ・ 地域・企業と連携した子育て環境の整備
- ・ 健康づくりの推進・各種検診事業の充実
- ・ かかりつけ医の普及事業
- ・ 新たな交通手段の構築
- ・ ふれあいのまちづくり推進事業

4) 生活基盤の充実



身近な交通手段の確保や新たな交通拠点を目指します

【交通手段の確保】

市内の各地域から、気軽に公共施設やＪＲの駅などを利用できるよう、高齢者や子どもなど利用者の実態やニーズに即した新たな交通手段を構築し、市民の利便性の向上を図ります。また、ＮＰＯ等による福祉と連携した輸送サービスが図られるよう支援します。

新市への来訪者や市外への通勤・通学手段としてのＪＲ各線については、快速列車の増発や利便性の向上を沿線自治体と連携し、関係機関に働きかけるとともに、市民の利用促進に努めます。

【新たな交通拠点の形成】

リニア中央新幹線の早期実現と市域への停車駅の誘致に向け、市民団体と協調した運動を行い、新市の発展につなげます。

地域をつなぐ道をつくれます

【道路交通網の整備】

県の玄関口機能を担う都市づくりを目指し、国土幹線軸⁷としての第二名神高速道路や鈴鹿亀山道路、国道１号関バイパスなどの幹線道路の早期整備を働きかけ、新市が活用しやすい広域交通ネットワークを形成します。

新市の骨格となる環状道路ネットワークの形成に努めるため、関連する国道や亀山関線など県道の早期整備を働きかけるとともに、市道の整備を進めます。

7 国土幹線軸

主要都市を飛行機や鉄道、高速道路などで繋ぐ、骨格となる国にとって重要な軸。

市民生活や交流の基盤となる新市の幹線道路として都市計画道路等の整備を進めます。

周辺都市との集客交流を活発化するため、新市を経由した中部国際空港に直結する高速バス路線の開設を交通事業者に働きかけます。

【生活道路の整備】

市民生活の安全や防災面から、生活者にとって利用しやすい道路整備を進めます。また、高齢者や障害者だけでなく、全ての人にやさしいまちづくりの考え方を取り入れた段差の解消や、歩道の改良・整備を進めます。

貴重な町並みを大切にします

【町並みとの共存】

重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けている関宿は、貴重な歴史的景観を有する新市のいやしの空間となることから、地区内に住む人々の生活を支援し、居住環境の整備や地域の実情にあった生活基盤の整備を進めます。

町並み保存地区内の空地や空き家を活用し、見学者に対する散策拠点施設として整備を図ります。

住みやすい環境を整えます

【住環境の整備】

J R 亀山駅前については、新市の玄関口に相応しいパークアンドライド⁸による駐車場の確保や駅前広場の整備などによる駅周辺の活性化に向けて、市民とともに検討します。

新市のJ R各駅や周辺機能のあり方については、市民とともに検討します。全ての市民が新市に魅力を感じて住み続けることができるよう、居住環境の整備に努めるとともに、N P Oやまちづくり組織などの市民組織によるまちづくりを支援します。

新たな人口の流入を新市への定住につなげるため、民間による住宅供給を促進します。

新市における都市計画区域の整備や開発・保全のあり方を明確にしていくため、都市マスタープラン⁹の見直しを市民の参画を得て行います。

亀山サンシャインパークを広域交流拠点として充実整備を働きかけ、市民と来訪者との交流の場や新市の情報発信拠点としていくほか、様々な市民活動の場として活用します。

8 パークアンドライド

最寄りの駅まで自動車アクセスし、駅に近接した駐車場で駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて目的地まで移動する方法。主に通勤や買い物などに活用され、環境問題の改善や交通渋滞の緩和に有効な実践手段の一つとして注目されている。

9 都市マスタープラン

総合計画等の上位計画を踏まえて、都市の将来像や土地利用の基本方向あるいは都市施設（道路、公園、下水道等）の整備方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもの。

のぼのの森公園や観音山公園などの整備を進めるとともに、地域に身近な街区公園等については、地域の特性や自然を活かしながら、市民のアイデアや参画を得て管理や整備を進めます。

里山の地形や植物などを活かし、市民の体験学習の場として自然を活かした公園整備を行います。

【上下水道の整備】

安全でおいしい水の安定供給のために、水源地の能力アップなど水道施設の改良や老朽管の布設替えなど計画的な整備を進めます。

下水道は、公共水域の水質保全や快適で清潔な環境づくりのため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を促進し、施設の適正な維持管理に努めます。

【公共施設の活用・整備】

様々な市民ニーズや市民活動に応えられるよう、公共施設の利用形態の見直しや公共施設の活用を図ります。

新市の行政機能の中心となる総合的な防災機能やインフォメーション機能を備えた市民に親しまれる庁舎の整備を行います。

生活様式の変化に対応した告別式場などの機能を備えた先進的な斎場を整備します。

安全な暮らしを守ります

【防犯・交通安全対策の推進】

市民の交通安全を確保するため、道路照明、歩道等の整備を行い、歩行者の安全対策に努めます。また、交通安全協会などの関係機関と連携して、子どもから高齢者まで交通安全指導や啓発に努め、交通安全教育の充実を図ります。

安全で安心な生活ができるよう、市民や関係団体が参画し、防犯意識の高揚や、警察など関係機関と連携した対策を進めます。

【消防・防災対策の強化】

消防体制の強化のため、都市化の動向を見据えた新たな署所の検討や、消防車両、消防資機材など消防施設や設備の計画的な整備を図ります。また、救急業務については、円滑な活動を推進するため、施設整備や救急救命士の養成など救急体制の充実・強化を図ります。

消火栓、耐震性防火水槽などの消防水利施設を地域の実情に応じて整備充実を図ります。

地震などの災害時に市民・行政・関係機関が一体となり活動できるよう、新たな地域防災計画を策定するとともに、実践的な防災対策を進め、危機管理体制を充実します。

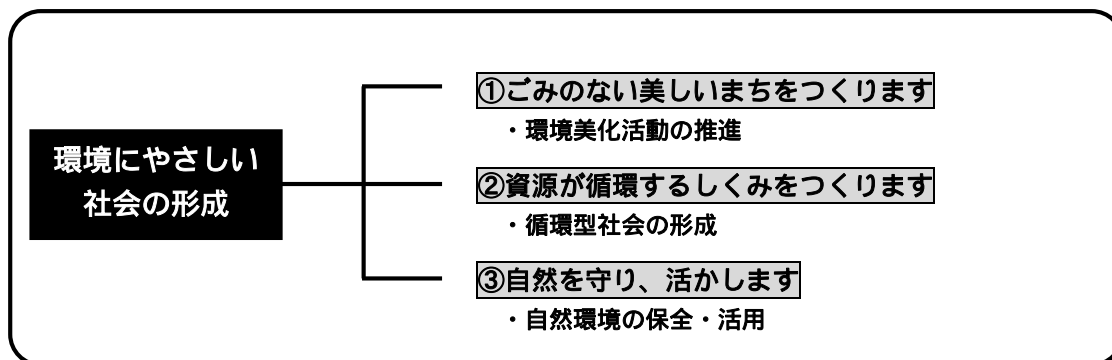
市民一人ひとりが災害に対する心構えを高め、災害時における迅速かつ適切な活動が行えるよう自主防災組織の育成強化に努めます。また、大規模な災害や広域的な災害に対応するため、企業などとの連携体制や都市間の相互応援の充実や体制整備を図ります。

災害時に活動支援を得るため、市民による災害支援ボランティア組織の育成と指導的役割を担う人材の確保に努めます。

予定する主な事業

- ・ 国道 2 5 号道路整備事業（関町加太市場～加太北在家）[県事業]
- ・ 国道 3 0 6 号道路整備事業（亀山市栄町～鈴鹿市東庄内町）[県事業]
- ・ 主要地方道四日市関線道路整備事業（亀山市白木町～関町木崎町）[県事業]
- ・ 主要地方道四日市関線道路整備事業（亀山市両尾町）[県事業]
- ・ 一般県道亀山停車場石水溪線道路整備事業（亀山市本丸町～江ヶ室町）[県事業]
- ・ 一般県道辺法寺加佐登停車場線道路整備事業（亀山市辺法寺町～川崎町）[県事業]
- ・ 一般県道亀山安濃線道路整備事業（亀山市下庄町～津市高野尾町）[県事業]
- ・ 一般県道亀山安濃線道路整備事業（亀山市阿野田町～北鹿島町）[県事業]
- ・ 一般県道亀山関線道路整備事業（亀山市太岡寺町地内）[県事業]
- ・ 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）[県事業]
- ・ 生活創造圏づくり推進事業 [県事業]
- ・ 都市計画道路等整備事業〔和賀白川線・木崎鷲山線・木崎新所線・亀田小川線〕
- ・ 人にやさしいまちづくり推進事業（ユニバーサルデザインのみちづくり）
- ・ 新たな交通手段の構築 [再掲載]
- ・ 歴史国道整備事業
- ・ 町並み空き家空地の活用促進
- ・ 駅前周辺整備計画の策定及び周辺整備
- ・ 公園整備事業
- ・ 新市庁舎整備事業
- ・ 市営斎場整備事業
- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 防災ボランティア育成
- ・ 災害情報伝達システム整備事業

5) 環境にやさしい社会の形成



ごみのない美しいまちをつくります

【環境美化活動の推進】

市民に対し、環境美化への意識啓発に努めるとともに、地域住民や諸団体の理解と協力を得ながら、地域の自主的な環境美化活動を推進し、他のまちに誇れる、きれいで心地よい居住環境の向上に努めます。

道路沿道のごみのポイ捨てや山林等への不法投棄、放置自動車に対して、監視体制の整備を行うなど、ごみのない美しいまちづくりを進めます。また、ごみを捨てずに持ち帰る運動を市民や来訪者の協力を得ながら進めます。

子どもが、できるだけ早い時期から環境問題について学び、環境にやさしい生活マナーを身につけるよう、体験を通した環境学習を進めます。

資源が循環するしくみをつくります

【循環型社会の形成】

市民が健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、環境基本計画¹⁰を策定し、市民・事業者・行政が一体となった省エネ・省資源への取り組みを行います。

リサイクル型生活用品に関する情報提供や環境展の開催などを行うとともに、空き缶、紙パックの回収等のリサイクル運動を進めます。

各家庭の理解と協力を得ながら、ごみの減量化や再資源化の取り組みを更に進めます。また、企業が行う廃棄物の発生抑制の取り組みを促進します。

市民とともに環境に配慮した社会の構築に努めるとともに、企業等へ ISO14001 認証取得の促進に努め、環境への負荷の低減を目指します。

○し尿処理施設については、既存の施設の統合に併せ、今後の汚泥処理量の動向等を見据えた機能改善や基幹的設備の改良による長寿命化を図ります。

10 環境基本計画

健康で安全かつ快適な暮らしのために、良好な環境の保全と創造を行うとともに、環境への負荷の少ないまちづくりを目指す計画。この計画では、環境づくり・まちづくりを住民、事業者、行政が一体となって推進するため、本地域や地球規模の環境に対する考え方や将来の環境の方向性を定める。

公共施設での廃熱利用・太陽光発電の導入や各家庭・事業所への太陽光発電などの導入支援により、環境に配慮した自然エネルギーの利用を進めます。

自然を守り、活かします

【自然環境の保全・活用】

恵まれた鈴鹿の山々や鈴鹿川などの自然環境は、新市の貴重な財産であることから、良好な自然環境、景観の保全・再生に努めます。

大雨による土砂流出や洪水などに備えて治山治水事業を進め、自然災害の防止に努めます。

動植物の生態系の保護を図るとともに、荒廃地を活用して自然とふれあい憩える空間の場の創出など、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

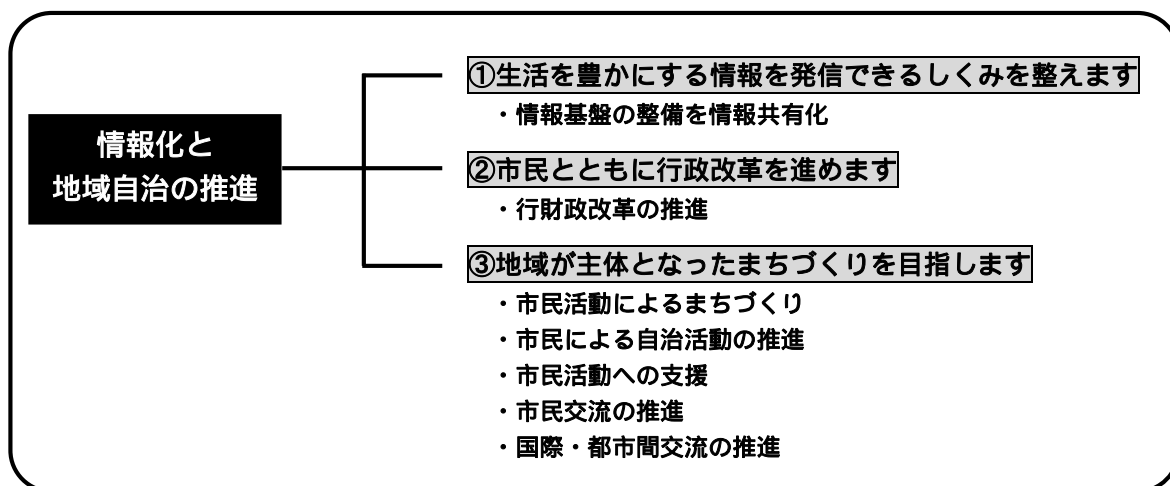
市民の自然に対する理解を深める活動を支援し、行政と地域住民、ボランティアなどの団体が協働して自然の保全や活用に努めます。

予定する主な事業

- ・環境美化活動の推進
- ・不法投棄・ごみのポイ捨て・放置自動車防止の推進
- ・資源ごみリサイクルの促進
- ・廃熱利用温水供給システムの構築
- ・環境マネジメントシステムの普及
- ・環境再生事業
- ・環境基本計画に基づく施策の推進
- ・森林環境創造事業 [再掲載]



6) 情報化と地域自治の推進

**生活を豊かにする情報を発信できるしくみを整えます****【情報基盤の整備と情報の共有化】**

情報化社会における市民と行政の関係を築くため、亀山・関地域テレトピア基本計画を基本に、公共施設間のネットワークの構築や効率的で迅速な市民サービスの提供ができる体制を整備します。

ケーブルテレビを活用した市政情報番組の充実や市民が自ら作成したコミュニティ情報を発信することにより、情報の共有化と市民の一体感の醸成に努めます。

インターネットによる公共施設の予約や図書館の蔵書検索など、様々な分野において市民が利用しやすい情報システムを構築します。

市民情報を安全かつ確実に管理するとともに、情報基盤の整備活用により事務事業を効率化し、市民サービスの向上を図ります。

各課ホームページの充実や市民団体のホームページとのリンクにより、市民のコミュニケーションの拡大とまちづくりへの市民参画につなげます。

行政情報を広報、ケーブルテレビ、ホームページ等で広く市民に提供するとともに、情報公開制度の適切な運用に努め、市民との情報の共有に努めます。

市民とともに行政改革を進めます**【行財政改革の推進】**

市行政をサービス業として捉え、市民の視点に立った行政を推進するとともに、多様化する行政需要に対する行政と市民の役割やそのあり方について、市民とのコンセンサスを深めていきます。

行政運営にあたっては、事業コストや成果を把握するなど行政評価を行うとともに、NPO等との協働やPFI¹¹手法を取り入れた民間活力の導入等を図ります。

市民の多様化する行政へのニーズに対応するため、安定した財源の確保に努め、新市の施策展開を図ります。また、財源の重点的、効率的な配分に努め、計画的な行財政運営を進めます。

政策立案能力や事業の専門的能力等を有する職員を育成するとともに、各部署が連携した総合的なサービスが提供できる体制を整備します。

地域が主体となったまちづくりを目指します

【市民活動によるまちづくり】

行政主導から市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民の権利と責任、行政の責務を明らかにする「まちづくり基本条例¹²」を制定し、様々な分野への市民参画を基本とした行政運営により、市民が主体となった地域づくりの定着を目指します。

地域住民が地域の将来についてともに考え、計画する自己決定・自己責任の姿として地域内分権のしくみづくりを進めます。

男女共同参画社会の実現に向け、職場、地域、家庭等における習慣や制度を見直していくための広報・啓発活動の推進や学習の機会の充実を図ります。

【市民による自治活動の推進】

市民が主体となり、人々の支え合いを基礎とした共生社会をつくるため、コミュニティ活動など多面的な地域自治活動を支援します。

地域活動の拠点として、既存の施設の有効活用や施設の充実・整備を図るとともに、各地域のリーダー育成や組織づくりを支援します。

【市民活動への支援】

市民の生活を取り巻く様々な問題や課題解決のために、自らが各地域や新市全体で集い、活動を進める市民団体やNPO等と連携し支援を行います。

市民交流の場として、例えば、空き店舗の活用などによる活動拠点づくりを支援します。

【市民交流の推進】

市民間の交流を促し、市民相互の理解と連帯感の醸成を図ります。

企業立地などにより市民となった人々と様々な交流の機会を設けるなどにより、一体感の醸成を図り新たな地域の風土が根付くよう努めます。

11 PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

12 まちづくり基本条例

行政と市民が協働してまちづくりを進めるため、行政・市民それぞれの役割や権利を明確にし、自治体の基本的な運営の仕方を規定する条例。

【国際・都市間交流の推進】

外国人との交流を幅広く推進するため、住民を主体とした国際交流協会の設立を支援します。

歴史や文化等をテーマとした他自治体との姉妹提携を目指した都市間交流を行います。

予定する主な事業

- ・ 市民参画による地域情報化推進事業
- ・ 行政情報化推進事業
- ・ 情報公開制度の推進
- ・ 総合計画の策定
- ・ 行政評価システム整備
- ・ まちづくり基本条例の制定
- ・ ボランティア活動支援
- ・ コミュニティセンター整備事業
- ・ 地域内分権システムの検討・導入
- ・ ふれあいのまちづくり推進事業 [再掲載]



4 . 三重県事業の推進

三重県は、第二名神高速道路などの高速交通網の整備や液晶産業の立地を契機とした関連産業の集積が見込まれる新市のまちづくりを積極的に支援します。

(1) 新市における主な県事業

1) 道路整備事業

新市の一体性を高めるとともに、広域的な連携を強化し、新市への集客交流を促進するため、道路整備を進めます。

県事業【継続整備を進める事業】

- ・ 主要地方道四日市関線道路整備事業（亀山市白木町～関町木崎町）
- ・ 主要地方道四日市関線道路整備事業（亀山市両尾町）
- ・ 一般県道亀山停車場石水溪線道路整備事業（亀山市本丸町～江ヶ室町）
- ・ 一般県道辺法寺加佐登停車場線道路整備事業（亀山市辺法寺町～川崎町）
- ・ 一般県道亀山安濃線道路整備事業（亀山市下庄町～津市高野尾町）
- ・ 一般県道亀山安濃線道路整備事業（亀山市阿野田町～北鹿島町）
- ・ 国道 25 号道路整備事業（関町加太市場～加太北在家）

県事業【着手に努める事業】

- ・ 一般県道亀山関線道路整備事業（亀山市太岡寺町地内）

県事業【着手の検討を進める事業】

- ・ 国道 306 号道路整備事業（亀山市栄町～鈴鹿市東庄内町）

2) 農林業の振興・農村環境の整備

水源の涵養等重要な役割を持つ森林や農村環境の維持・保全に努め、農林業の生産力向上を図ります。

このため、造林事業や農地保全・農業経営の安定化のためのほ場整備、排水路整備、広域基幹農道等の整備を行うとともに、棚田の保全など周辺地域を含めた中山間地域の農業・農村の活性化を図ります。また、魚類の自然な遡上を復元し鈴鹿川の良好な自然環境を維持します。

県事業

- ・ 地域用水環境整備事業（井尻地区）
- ・ 北勢南部地区広域農道整備事業

3) 下水道の整備

市民が清潔で快適な生活を送れるようにするため、流域下水道整備を進めます。

県事業

- ・ 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

4) 生活創造圏づくり

鈴鹿・亀山生活創造圏¹づくりを推進するため、流域の住民・企業・行政が一体になった鈴鹿川の保全・活用や地域の歴史資源を活かした広域観光ルートの形成など、広域的な取り組みを行います。

県事業

- ・ 生活創造圏づくり推進事業

1 鈴鹿亀山生活創造圏

従来の行政単位ではなく、通勤や通学、買い物などの日常生活を営む圏域をもとに、県の総合計画により、県内に9つの生活創造圏が設定された。その中で、鈴鹿市、亀山市、関町を1つの圏域として住民、団体、企業、行政などが協力しながら、豊かで快適な生活をおくることができる地域づくりの取り組みを行っていくエリアをいう。

5 . 公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備については、効率的な整備と運営を基本に市民の利便性を低下させないよう、市民とともに施設のあり方を考えていきます。

市民生活に密接に関わる公共的施設は、地域間のバランスに十分配慮し、健全な財政運営に努めながら、地域の均衡ある発展を目指します。

また、機能が重複する施設については、統合を検討するとともに、既存施設の有効活用や市民の利用を柔軟に受け入れるなど、効率的な施設運営の推進に努めます。

今後も市民の新たなニーズに対応した施設整備にあたっては、財政状況を踏まえて慎重に検討するとともに、効率的な運営の手法も含めそのあり方を十分に検討します。



6 . 財政計画

新市の財政計画は、施策の計画的な実施と、長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定するものです。

財政計画を策定するにあたっては、健全な財政運営を続けることを基本として、新市まちづくり計画に基づく事業を進めるための財政への影響や、各種の支援措置などを考慮しています。

現在の経済情勢や、行財政制度を基本にしながら、現在の行政水準を維持することにしていきます。これに、今後行う合併特例債事業等の変動要因を考慮して算定しています。

平成29年度以前については各年度の決算額とし、平成30年度は補正後予算額、令和元年度は当初予算額としています。

令和2年度以降については、原則として令和元年度の当初予算額（特例的なものは除く）を基準値としています。

各項目の前提条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

地方税

基準値に、固定資産税の土地・家屋の評価替による変動や償却資産の設備投資等を考慮して推計しています。

地方交付税

普通交付税については、市税や事業費補正等の変動や合併算定替特例の段階的縮減を考慮して推計しています。

国・県支出金

道路改良事業や高齢者、障がい者、児童等の福祉事業等にかかる補助金等で、基準値の一定額により推計した額に、合併特例事業の財源等を加算しています。

地方債

道路改良事業や学校等の施設整備事業等の財源とするため、国や銀行から借り入れるもので、基準値の一定額により推計した額に、合併特例債を加算しています。

その他

その他の歳入科目は、譲与税等の各種交付金、保育所保護者負担金等の分担金負担金、公共施設の使用にかかる使用料手数料、基金繰入金、その他諸収入等で例外的なものを除き、基準値の一定額で推計をしています。

なお、各年度の歳入歳出を同額とするため、収入不足となる年度は歳入に財政調整基金の繰入れとして推計しています。

(2) 歳出

人件費

職員の給与や退職手当、議員への報酬等で、一般職員給与については、基準値の一定額に、各年度定年退職者にかかる退職手当を加算して推計しています。

また、議員への報酬等については、議員数の減少を見込み推計しています。

扶助費

障がい者、高齢者や児童等にかかる福祉事業費で、基準値に人口の動向等を考慮して推計しています。

物件費

公共施設の管理費、各種業務委託料等で、基準値の一定額により推計しています。

補助費等

各種団体等への補助金や負担金で、基準値の一定額で推計しています。

公債費

公共施設の整備等の財源とするため、国や銀行から借り入れた地方債の償還金で、これまでの償還見込額に、今後の新たな地方債の償還見込額（合併特例債を含む）を加算して推計しています。

普通建設事業費

道路や公園等、公共施設の建設事業等で、基準値の一定額で推計した額に、合併特例債事業を加算しています。

その他

その他の歳出経費は、公共施設の維持補修費、特別会計への繰出金、基金への積立金等で、基準値により推計しています。

財政計画表

(単位：百万円)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 地方税	10,092	11,000	13,254	14,618	13,884	12,341	11,764	10,348	11,328	10,930	10,634	10,335	10,614	10,545	10,540	10,290	10,410	10,240	10,100	10,270
2 地方交付税	1,319	1,196	852	783	929	842	1,433	1,460	1,472	1,525	1,691	1,613	1,751	1,565	1,650	1,290	1,270	1,350	1,350	1,300
3 国・県支出金	2,131	1,836	1,734	2,532	2,339	3,154	2,756	2,885	3,196	3,160	3,254	3,297	3,307	4,018	3,520	4,110	4,720	3,680	3,660	3,500
4 地方債	1,884	800	805	3,649	1,174	1,597	913	2,194	2,006	1,948	1,691	1,449	1,993	2,300	830	1,670	2,050	1,380	1,370	1,140
うち合併特例債	260	93	284	3,150	337	746	379	912	600	562	505	737	357	947	49	304	688	0	0	0
5 その他	4,635	4,370	3,526	3,036	5,295	4,187	3,699	4,655	3,156	3,522	3,997	3,761	3,767	3,683	3,610	3,810	4,000	3,470	3,570	3,370
うち財政調整基金繰入金	1,164	627	277	0	1,151	700	532	1,338	0	527	559	770	668	870	1,100	1,100	1,320	790	890	690
計	20,061	19,202	20,171	24,618	23,621	22,121	20,565	21,542	21,158	21,085	21,267	20,455	21,432	22,111	20,150	21,170	22,450	20,120	20,050	19,580

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 人件費	3,930	4,011	4,100	3,830	3,999	3,697	3,718	3,952	3,791	3,883	3,842	3,809	3,901	3,793	3,790	4,020	4,040	3,770	3,920	3,790
2 扶助費	1,535	1,534	1,682	1,659	1,888	2,572	2,776	2,838	2,935	3,300	3,411	3,655	3,714	3,266	3,300	3,340	3,360	3,380	3,390	3,410
3 物件費	2,947	3,188	3,455	3,630	4,135	3,894	3,896	4,007	3,806	3,885	3,920	3,795	3,969	4,108	4,370	4,410	4,350	4,340	4,290	4,310
4 補助費等	2,156	2,295	2,462	1,301	2,820	1,362	1,122	1,236	1,205	1,355	1,764	1,604	1,521	2,965	2,330	2,190	2,270	2,270	2,200	2,230
5 公債費	2,180	2,258	2,256	2,320	2,386	2,374	2,710	2,742	2,738	2,398	2,216	2,178	2,234	2,263	1,910	1,880	2,050	2,060	1,990	1,970
6 普通建設事業費	4,292	2,362	2,125	4,660	2,724	3,689	2,088	2,977	2,799	2,541	2,258	2,173	2,602	2,945	1,690	2,600	3,500	1,420	1,380	990
うち合併特例債事業	274	98	299	3,345	422	959	401	974	708	648	708	776	426	1,490	97	661	1,820	0	0	0
7 その他	1,805	1,915	2,673	4,436	3,687	3,374	2,706	2,704	2,741	2,836	2,826	2,542	2,576	2,771	2,760	2,730	2,880	2,880	2,880	2,880
うち財政調整基金積立金	3	8	52	442	28	520	7	5	17	5	6	2	2	1	6	6	6	6	6	6
計	18,845	17,563	18,753	21,836	21,639	20,962	19,016	20,456	20,015	20,198	20,237	19,756	20,517	22,111	20,150	21,170	22,450	20,120	20,050	19,580

財政用語の説明

【歳入関係】

地方税

地方税法に基づき地方公共団体が徴収する税をいう。

地方税は、その用途について何ら制限されることなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができる。

市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがあり、目的税としては、都市計画事業の整備等を行うための都市計画税などがある。

《普通税》

市町村民税……個人と法人に区分され、均等割と所得割(法人税割)によって課税され、市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれるもの。

固定資産税……土地、家屋、償却資産に区分され課税される。償却資産は事業の用に供する資産で法人税法・所得税法で損金又は必要経費に計上できるもの。

市町村たばこ税…市町村内で消費されるたばこ千本当たりを単位に課税されるもの。

軽自動車税……原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に1台当たりの定額で課税されるもの。

《目的税》

都市計画税……市町村が、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって、利益を受ける都市計画区域内の土地及び家

地方交付税

全国的に見ると地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国に一旦集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。

各自治体の基準財政需要額(妥当な水準で行政を行うために必要な経費)と基準財政収入額(税等をどの程度確保できるか試算した額)を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされる。

又、特別交付税は、合併、災害対策等の特別の財政需要がある場合に財源が補てんされるものをいう。

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足 = 地方交付税(普通交付税)

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足 = 地方交付税

国・県支出金

義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県が支出する負担金、補助金などをいう。

地方債(市町村債)

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が年度を超えて行われるもの。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、地方財政法に定められた公共施設等の建設事業や災害復旧事業などについて地方債を発行することができる。その他にも、合併特例法などの特例法によって定められている事業について地方債(合併特例債)を発行することができる。

合併特例債

市町村の合併の特例に関する法律により認められた地方債で、新市まちづくり計画に基づき、新市の一体性の速やかな確保や市域の均衡ある発展に資するために行う事業などの財源として充当できる。

その他**地方譲与税**

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税をいう。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

利子割交付金

利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5 分の 3 が町村に交付される。

低金利にもかかわらず、平成 12 年度、平成 13 年度で増収となったのは、10 年物の郵便定期預金が満期を迎える時期であることがその要因である。平成 14 年度でほぼ平年化している。

地方消費税交付金

地方消費税は、地方税源の充実を図る目的で平成 9 年 4 月から導入された税で、県が課する地方税であり、消費税と同様に広く消費に負担を求める消費課税である。徴収は、当分の間、国において消費税と併せて行われ、都道府県間において消費に関連した基準により清算が行われる。清算後の金額の 2 分の 1 に相当する額を地方消費税交付金として、市町村へ人口および従業者数で按分して交付されるもの。

地方特例交付金

国の恒久的な減税実施に伴う地方公共団体の地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。

将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、恒久的な減税に伴う減収見込額の 4 分の 3（一部控除がある）が交付されるもの。

分担金及び負担金

市町村の一定の事業について特別の利益関係にある者が、その事業の執行に要する経費の全部又は一部を、その事業の受益の程度に応じて負担するもの。

使用料及び手数料

使用料とは、住民が体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもの。

手数料とは、地方公共団体が特定の者のために提供するサービスに対し、その費用を償うため徴収するもの。具体例では、住民票・印鑑登録証明の手数料など。

繰入金

地方公共団体が設定している数個の会計（一般会計、特別会計、基金など）間相互における現金の所属を移す場合に用いられる用語。一般会計の歳入に不足を生じる場合に、財政調整基金から取り崩しを行って不足分を穴埋めする場合などに用いられる。

【歳出関係】**人件費**

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与、地方公務員共済組合負担金、などがある。

扶助費

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、自治体から現金又は物品の別を問わず、該当する住民に対して直接支給される経費。

なお、扶助費は、人件費及び公債費と共に義務的経費に属し、任意に削減、圧縮できない経費であり、財政構造上からもできうる限り構成比率が低いことが望ましいとされている。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

補助費等

具体的には、報償費（報償金および賞賜金） 役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料） 委託料（物件費に計上されるものを除く） 負担金、補助及び交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く） 補償、補てん及び賠償金（事業費に計上されるものおよび繰上げ充用金を除く） 償還金、利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く） 寄附金、公課費など。

公債費

市町村が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。

なお、公債費は、人件費及び扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費。

又、公債費は、当該団体の地方税又は使用料収入等を財源として償還されるが、中には償還財源について、国が元利補給する場合や利子補給のみをする場合、あるいは地方交付税の基準財政需要額に算入する場合がある。

普通建設事業費

道路、公民館、学校、庁舎などの施設の新増設等の建設事業のための投資的経費。普通建設事業債は、地域社会の発展のためには、最も積極的で効果的な事業であり、いわゆる社会資本の形成となるもの。又、普通建設事業費は、国庫支出金を財源の一部とする補助事業と、市町村独自で行う単独事業とに分類される。

その他経費**維持補修費**

建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費。施設の増改築などのように、建物の形状・構造を変えてしまう経費は含まれない。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。

積立金

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は「基金」として処理されるもの。